

令和 6 年 9 月 24 日策定

この指針は、大阪府私立通信制高等学校等の設置認可等に関する審査基準（以下「審査基準」という。）の解釈を示すものである。

第 1 私立学校の設置認可

6 施設及び設備等

（１）面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であること基本とすること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 55 条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）、その他の学校又は施設とすることができる。

⇒「特別の事情」がある場合としては、例えば、生徒の通学可能区域に本校がなく、かつ、実施校の分校又は協力校を設けることができない等の場合などが考えられることをいう。（「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（令和 5 年 2 月一部改訂 1.（3）③参照））

⇒「その他の学校」とは学校教育法第 1 条に定める学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）と、同法第 134 条に定める各種学校をいう。

⇒「施設」とは少年院法（平成 26 年法律第 58 号）第 3 条に規定する少年院をいう。

（５）面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。

⇒面接指導等実施施設の施設については、当該施設の実施内容を踏まえて、必要な施設、面積が備わっているかどうかを判断する。なお、各施設の面積については、大阪府認可校の状況を基に、以下を参考に判断する。

	設置校中央値 (令和 6 年 9 月 1 日時点)
普通教室	59.10
図書室	54.50
職員室	64.00
保健室	18.92
体育施設	329.50
家庭科室	62.93
理科室	76.60
PC 教室	73.65
音楽室	42.12
美術室	62.10